

新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。前年に引き続き本年も感染リスクを避けるため、株主総会のご来場を見合わせ、郵送またはインターネットによる議決権行使を強く推奨申し上げます。上記に伴い、本年も株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

# 第84回 定時株主総会 招集ご通知

## 目次

|                                                 |    |
|-------------------------------------------------|----|
| 第84回定時株主総会招集ご通知 .....                           | 1  |
| (株主総会参考書類)                                      |    |
| 第1号議案 剰余金の処分の件 .....                            | 5  |
| 第2号議案 定款一部変更の件 .....                            | 6  |
| 第3号議案 取締役10名選任の件 .....                          | 8  |
| 第4号議案 監査役1名選任の件 .....                           | 16 |
| 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する<br>対応方針（買収防衛策）承認の件 ..... | 18 |
| (提供書面)                                          |    |
| 事業報告 .....                                      | 32 |
| 連結計算書類 .....                                    | 49 |
| 計算書類 .....                                      | 52 |
| 監査報告書 .....                                     | 55 |

株主総会会場ご案内図

**開催日時** 2022年6月29日（水曜日）  
午前10時 開会  
(当日は、午前9時より受付を開始いたします。)

**開催場所** 東京都新宿区市谷八幡町8番地  
TKP市ヶ谷ビル 7階  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

持田製薬株式会社

証券コード：4534

株 主 各 位

東京都新宿区四谷一丁目7番地  
持田製薬株式会社  
代表取締役社長 持田直幸

## 第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、**【議決権行使のご案内】**のとおり、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2022年6月28日（火曜日）午後5時40分（営業時間終了時）**までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. **日 時** 2022年6月29日（水曜日）午前10時
  2. **場 所** 東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル7階
  3. **目的事項**
    1. 第84期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
    2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項**
1. **第1号議案** 剰余金の処分の件
  2. **第2号議案** 定款一部変更の件
  3. **第3号議案** 取締役10名選任の件
  4. **第4号議案** 監査役1名選任の件
  5. **第5号議案** 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）承認の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mochida.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
  - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
  - ②事業報告の「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要」
  - ③事業報告の「基本方針の実現に資する特別な取組みの概要」
  - ④事業報告の「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大規模買付行為に関する対応方針）の概要」
  - ⑤事業報告の「上記③および④の取組みが基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことに関する取締役会の判断およびその理由」
  - ⑥連結計算書類の「連結注記表」
  - ⑦計算書類の「個別注記表」

なお、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類ならびに監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の提供書面のほか、上記に掲げる事項を含みます。

- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類または計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 今後の状況により開催場所の変更その他株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、上記の当社ウェブサイトにてご案内いたします。

# 議決権行使のご案内

## ■ 郵 送



行使期限

2022年6月28日（火）午後5時40分

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

## ■ インターネット



行使期限

2022年6月28日（火）午後5時40分

当社指定の議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

にて行使期限までに各議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご覧ください。▶

## ◆ 株主総会にご出席の場合 ◆



開催日時

2022年6月29日（水）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。（受付開始 午前9時）

また、議事資料として本冊子をご持参ください。

### 1. 代理人による議決権行使について

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

### 2. 議決権を複数回にわたり行使された場合の取扱い

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### ◎ 機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## ◆ インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて ◆

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。



### スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**になりました！

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

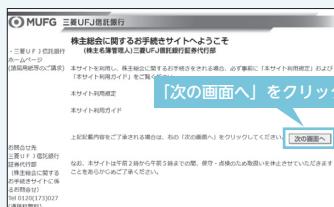
二回目以降のログインの際は…

下記のご案内に従ってログインしてください。



### ログインID・仮パスワードを入力する方法 議決権行使サイトのご利用方法

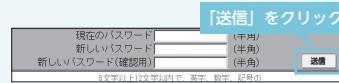
#### 1 議決権行使サイトにアクセスする



#### 2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



#### 3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

### 【ご注意事項】

- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（2022年6月28日（火曜日））の午後5時40分まで受付いたします。

システム等に関するお問い合わせ  
(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

0120-173-027 (通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開に備えた内部留保の充実を図りながら、安定的な配当を維持することを基本方針とし、収益に応じた利益還元的重要性も認識した上で、配当を決定しております。当期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき50円（中間配当金40円を含め、当期の配当金は1株につき90円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、1,878,479,950円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 5,000,000,000円

② 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。

④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)<br/> <u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告を含む。)に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)<br/> <u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。<br/>           ② 当社は、電子提供措置をとる事項の全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。但し、当該記載しないことができるものとして法務省令が定める事項に限る。</p> |

| 現行定款        | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(定款一部変更の効力発生日等)</p> <p>本定款の最後の変更前の本定款（以下「変更前定款」という。）第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び現行の本定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

### 第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員(10名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                     | 現在の当社における地位および担当                       |
|-------|------------------------|----------------------------------------|
| 1     | もち だ なお ゆき<br>持 田 直 幸  | 再任<br>代表取締役社長                          |
| 2     | さか た なお ちゅう<br>坂 田 中   | 再任<br>代表取締役副社長副社長執行役員<br>社長補佐、業務全般担当   |
| 3     | さぎ さか けい いち<br>匂 坂 圭 一 | 再任<br>取締役専務執行役員<br>医薬営業、持田ヘルスケア担当      |
| 4     | さかき じゆん いち<br>榭 潤 一    | 再任<br>取締役専務執行役員<br>事業開発、バイオマテリアル事業担当   |
| 5     | みず ぐち きよし<br>水 口 清     | 再任<br>取締役常務執行役員<br>研究、医薬開発担当、持田製薬工場管掌  |
| 6     | かわ かみ ゆたか<br>川 上 裕     | 再任<br>取締役執行役員<br>信頼性保証担当兼信頼性保証本部長      |
| 7     | はし もと よし はる<br>橋 本 好 晴 | 再任<br>取締役執行役員<br>企画管理、テクノネット担当兼企画管理本部長 |
| 8     | くざ さわ とも お<br>釘 澤 知 雄  | 再任<br>社外取締役<br>独立役員<br>取締役             |
| 9     | おお つき な な<br>大 槻 奈 那   | 再任<br>社外取締役<br>独立役員<br>取締役             |
| 10    | その だ とも あき<br>園 田 智 昭  | 新任<br>社外取締役<br>独立役員                    |

| 候補者番号                                                                                                        | 氏名<br>(生年月日)                                         | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1                                                                                                            | <p>もちだ なおゆき<br/>持田直幸<br/>(1958年8月6日生)</p> <p>再任</p>  | <p>1981年 4月 当社入社<br/>1986年 5月 米国インディアナ大学経営大学院修了<br/>1988年 4月 味の素(株)入社<br/>1991年 4月 当社入社<br/>1997年 6月 当社取締役<br/>1998年 1月 当社専務取締役<br/>1999年 1月 当社代表取締役社長<br/>現在に至る</p> <p>2010年 4月 公益財団法人持田記念医学薬学振興財団<br/>副理事長</p> <p>2016年 6月 公益財団法人持田記念医学薬学振興財団<br/>理事長<br/>現在に至る</p>                                                                   | 1,164,600株  |
| <p>【取締役候補者とした理由】<br/>持田直幸氏は、当社の代表取締役として経営を担い、豊富な経験と実績に加え、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>        |                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |             |
| 2                                                                                                            | <p>さか た ちゅう<br/>坂田中<br/>(1959年12月28日生)</p> <p>再任</p> | <p>1982年 4月 (株)三菱銀行入行<br/>2007年 5月 (株)三菱東京UFJ銀行シンジケーション<br/>部長</p> <p>2009年 2月 同行中近東総支配人<br/>2011年 6月 当社顧問<br/>2011年 6月 当社取締役執行役員企画管理副担当<br/>2012年 6月 当社企画管理担当兼企画管理本部長<br/>2013年 6月 当社取締役常務執行役員<br/>2016年 6月 当社代表取締役専務取締役専務執行役員<br/>企画管理、監査、企業倫理管掌<br/>2017年 6月 当社社長補佐、業務全般担当<br/>現在に至る</p> <p>2021年 6月 当社代表取締役副社長副社長執行役員<br/>現在に至る</p> | 11,200株     |
| <p>【取締役候補者とした理由】<br/>坂田中氏は、金融機関における豊富な経験と実績に加え、当社の代表取締役として経営を担い、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |             |

| 候補者番号                                                                                                                           | 氏名<br>(生年月日)                                  | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3                                                                                                                               | さき さか けい いち<br>匂 坂 圭 一<br>(1957年7月26日生)<br>再任 | 1980年 4月 当社入社<br>2003年 4月 当社首都圏支店長<br>2005年 4月 当社東京支店長<br>2007年 6月 当社執行役員<br>2008年 4月 当社医薬営業本部副本部長<br>2009年 6月 当社医薬営業本部長<br>2010年 6月 当社取締役執行役員<br>2013年 6月 当社取締役常務執行役員<br>医薬営業担当兼医薬営業本部長<br>2015年 4月 当社医薬営業担当<br>2016年 6月 当社取締役専務執行役員<br>現在に至る<br>2021年 6月 当社医薬営業、持田ヘルスケア担当<br>現在に至る                               | 15,900株     |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>匂坂圭一氏は、当社の医薬営業部門における豊富な経験と実績に加え、当社の取締役として経営を担い、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。                 |                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |             |
| 4                                                                                                                               | さかき じゆん いち<br>榎 潤 一<br>(1960年10月23日生)<br>再任   | 1993年 3月 チバガイギー(株)入社<br>2005年 7月 ノバルティスファーマ(株)研究戦略アライアンス担当部長<br>2006年 12月 万有製薬(株)つくば研究所化学研究部ディレクター<br>2009年 7月 当社入社<br>当社研究企画推進部長<br>2010年 4月 当社創薬研究所長<br>2012年 6月 当社執行役員事業開発本部副本部長<br>2014年 6月 当社取締役執行役員事業開発担当<br>2016年 6月 当社取締役常務執行役員<br>2018年 10月 当社事業開発、バイオマテリアル事業担当<br>現在に至る<br>2021年 6月 当社取締役専務執行役員<br>現在に至る | 7,100株      |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>榎潤一氏は、同業他社の研究部門、当社の研究部門および事業開発部門における豊富な経験と実績に加え、当社の取締役として経営を担い、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |             |

| 候補者番号                                                                                                                                   | 氏名<br>(生年月日)                                           | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 5                                                                                                                                       | <p>みず ぐち きよし<br/>水 口 清<br/>(1958年1月14日生)</p> <p>再任</p> | <p>1982年 4月 当社入社<br/>2003年 4月 当社開発研究所長<br/>2010年 4月 当社医薬開発部長<br/>2012年 6月 当社執行役員医薬開発本部長<br/>2015年 6月 当社取締役執行役員<br/>2017年 6月 当社取締役常務執行役員<br/>現在に至る<br/>当社研究、医薬開発担当</p> <p>2021年 6月 当社研究、医薬開発担当、持田製薬工場<br/>管掌<br/>現在に至る</p>                                                                            | 4,700株      |
| <p>【取締役候補者とした理由】<br/>水口 清氏は、当社の医薬開発部門における豊富な経験と実績に加え、当社の取締役として経営を担い、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>                        |                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |             |
| 6                                                                                                                                       | <p>かわ かみ ゆたか<br/>川 上 裕<br/>(1959年9月30日生)</p> <p>再任</p> | <p>1985年 4月 エーザイ(株)入社<br/>1998年 4月 ファイザー(株)入社<br/>2003年 10月 日本製薬工業協会医薬産業政策研究所出<br/>向<br/>2005年 10月 ファイザー(株)Clinical Submission部長<br/>2012年 12月 当社入社<br/>当社医薬開発本部副本部長</p> <p>2015年 6月 当社執行役員<br/>2017年 6月 当社医薬開発本部長<br/>2019年 4月 当社信頼性保証本部長<br/>2019年 6月 当社取締役執行役員<br/>信頼性保証担当兼信頼性保証本部長<br/>現在に至る</p> | 3,500株      |
| <p>【取締役候補者とした理由】<br/>川上 裕氏は、同業他社の信頼性保証部門、当社の医薬開発部門および信頼性保証部門における豊富な経験と実績に加え、当社の取締役として経営を担い、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |             |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                           | 氏名<br>(生年月日)                                     | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                         | 所有する当社の株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 7                                                                                                                                                                                                                                                                               | 橋本好晴<br>(1963年1月23日生)<br><br>再任                  | 1985年 4月 ㈱三菱銀行入行<br>2009年 1月 ㈱三菱東京UFJ銀行四谷支社長<br>2011年 5月 同行大阪営業本部大阪営業第二部長<br>2013年 6月 シャープ㈱事業開発部長<br>2016年 6月 三菱UFJキャピタル㈱常勤監査役<br>2017年 6月 当社入社<br>当社常勤監査役<br>2019年 6月 当社取締役執行役員<br>企画管理、テクノネット担当兼企画管理<br>本部長<br>現在に至る | 2,700株      |
| 【取締役候補者とした理由】<br>橋本好晴氏は、金融機関および当社の企画管理部門における豊富な経験と実績に加え、当社の取締役として経営を担い、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。                                                                                                                                                                 |                                                  |                                                                                                                                                                                                                        |             |
| 8                                                                                                                                                                                                                                                                               | 釘澤知雄<br>(1955年5月23日生)<br><br>再任<br>社外取締役<br>独立役員 | 1987年 4月 弁護士<br>現在に至る<br>東京富士法律事務所入所<br>1995年 4月 同法律事務所パートナー<br>現在に至る<br>2005年 4月 大宮法科大学院大学教授<br>2006年 6月 オー・ジー㈱社外監査役<br>現在に至る<br>2012年 6月 当社取締役<br>現在に至る<br>2019年 4月 中央大学法科大学院客員教授<br>現在に至る                           | 3,000株      |
| 【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】<br>釘澤知雄氏は、弁護士として企業法務に精通し、経営に関する高い見識を当社の経営に反映しており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。これらの高い見識を生かし、取締役会における適切な発言・指摘等により経営に対する監督機能を果たすこと、ならびに代表取締役の任意の諮問機関である人事報酬委員会の委員として当社の経営陣幹部の選解任、役員候補者の指名および経営陣幹部・取締役の報酬案について助言を行うことを通じて客観性および説明責任の強化が図られることを期待しております。 |                                                  |                                                                                                                                                                                                                        |             |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                     | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                                  | 略歴、当社における地位および担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社<br>の株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 9                                                                                                                                                                                                                             | <p style="text-align: center;">おお つき な な<br/>大 槻 奈 那<br/>(1964年9月17日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">社外取締役</p> <p style="text-align: center;">独立役員</p> | <p>2005年12月 UBS証券(株)マネジング・ディレクター</p> <p>2011年 6月 メリルリンチ日本証券(株)マネジング・ディレクター</p> <p>2015年 9月 名古屋商科大学大学院マネジメント研究科教授<br/>現在に至る</p> <p>2016年 1月 マネックス証券(株)執行役員</p> <p>2016年 9月 農水産業協同組合貯金保険機構運営委員</p> <p>2017年 4月 財務省財政制度等審議会委員<br/>現在に至る</p> <p>2017年 6月 (株)クレディセゾン社外取締役<br/>現在に至る</p> <p>2018年 6月 東京海上ホールディングス(株)社外監査役<br/>現在に至る</p> <p>2019年 9月 学校法人二松学舎理事<br/>現在に至る</p> <p>2019年10月 規制改革推進会議委員<br/>現在に至る</p> <p>2021年 4月 マネックス証券(株)専門役員<br/>現在に至る</p> <p>2021年 6月 当社取締役<br/>現在に至る</p> | 200株            |
| <p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b><br/> 大槻奈那氏は、金融機関のアナリストとしての長年の経験、大学教授としての豊富な専門知識と経験を有し、加えて多くの公職を歴任し、経営に関する高い見識を当社の経営に反映しており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。これらの高い見識を生かし、取締役会における適切な発言・指摘等により経営に対する監督機能を果たすことを期待しております。</p> |                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                 |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 氏名<br>(生年月日)                                                                      | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 10                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <p>その だ とも あき<br/>園 田 智 昭<br/>(1961年7月1日生)</p> <p>新任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p> | <p>2004年 4月 公認会計士<br/>現在に至る</p> <p>2006年 4月 慶應義塾大学商学部教授<br/>現在に至る</p> <p>2009年 10月 総務省契約監視会構成員<br/>現在に至る</p> <p>2018年 4月 武蔵野大学客員教授<br/>現在に至る</p> <p>2020年 1月 財務省第3入札等監視委員会委員<br/>現在に至る</p> | 0株          |
| <p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b></p> <p>園田智昭氏は、会計学を専門とする大学教授として豊富な専門知識と経験を有し、当社社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考え、選任をお願いするものであります。その高い見識を生かし、取締役会における適切な発言・指摘等により経営に対する監督機能を果たすこと、ならびに就任予定である代表取締役の任意の諮問機関である人事報酬委員会の委員として当社の経営陣幹部の選解任、役員候補者の指名および経営陣幹部・取締役の報酬案について助言を行うことを通じて客観性および説明責任の強化が図られることを期待しております。</p> |                                                                                   |                                                                                                                                                                                            |             |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 釘澤知雄および大槻奈那の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって釘澤知雄氏は10年、大槻奈那氏は1年となります。
3. 釘澤知雄、大槻奈那および園田智昭の各氏は、社外取締役候補者であり、釘澤知雄、大槻奈那の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。園田智昭氏を含む各氏の選任（再任を含む）が承認可決され、社外取締役に就任した場合、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 釘澤知雄氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はなく、園田智昭氏は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、上記【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】から、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
5. 当社は、社外取締役である釘澤知雄および大槻奈那の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定し、責任の限度額を法令で定める最低責任限度額とする契約を締結しており、各氏の再任が承認可決された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。また、園田智昭氏の選任が承認可決され、社外取締役に就任した場合、当社は、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役がその職務に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担する法律上の損害賠償金（判決金、和解金等）、争訟費用等を補償することとしております。なお、当社取締役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社から当社取締役に対する責任追及（株主代表訴訟を除く）に係る争訟費用等、犯罪行為を行った当社取締役の賠償金等を補償対象外としております。また、当社取締役に係る株主代表訴訟担保特約分の保険料（当社基本保険料の約10%分）を当社取締役の自己負担としております。各取締役候補者は、その選任が承認可決され、取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当社は、当該保険契約を当社取締役の任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役宮地和浩氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                             | 略歴および当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                              | 所有する当社の株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| たけだ まさよし<br>竹田 雅好<br>(1961年4月16日生)<br><br>新任                                                                                                                             | 1985年4月 日本板硝子(株)入社<br>2008年6月 当社入社<br>2015年4月 当社経理部長<br>現在に至る<br>2016年6月 当社執行役員<br>現在に至る | 0株          |
| <b>【監査役候補者とした理由】</b><br>竹田雅好氏は、他社経理部門および当社経理部門における豊富な経験と実績を有し、高い見識と能力に基づき、監査役としての職務を適切に遂行できるものと考え、監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、本総会終結後に開催される監査役会において常勤監査役として選定される予定であります。 |                                                                                          |             |

- (注) 1. 竹田雅好氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社監査役がその職務に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担する法律上の損害賠償金（判決金、和解金等）、争訟費用等を補償することとしております。なお、当社監査役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社から当社監査役に対する責任追及（株主代表訴訟を除く）に係る争訟費用等、犯罪行為を行った当社監査役の賠償金等を補償対象外としております。また、当社監査役に係る株主代表訴訟担保特約分の保険料（当社基本保険料の約10%分）を当社監査役の自己負担としております。竹田雅好氏は、その選任が承認可決され、監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当社は、当該保険契約を当社監査役の任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

【ご参考】本総会の第3号議案および第4号議案が原案通り承認可決された場合における、当社取締役・監査役が有する経験、知識、能力等は以下の通りであります。

|       | 氏名    | 企業経営 | 研究開発 | 事業戦略・マーケティング | 国際経験 | IT | 財務会計 | 法務・コンプライアンス | 資格    |
|-------|-------|------|------|--------------|------|----|------|-------------|-------|
| 取締役   | 持田 直幸 | ○    |      | ○            | ○    |    | ○    |             |       |
|       | 坂田 中  | ○    |      | ○            | ○    | ○  | ○    | ○           |       |
|       | 匂坂 圭一 |      |      | ○            |      |    |      |             | 薬剤師   |
|       | 榊 潤一  |      | ○    | ○            | ○    |    |      |             | 薬剤師   |
|       | 水口 清  |      | ○    |              |      |    |      |             | 薬剤師   |
|       | 川上 裕  |      | ○    |              |      |    |      |             | 薬剤師   |
|       | 橋本 好晴 |      |      | ○            | ○    | ○  | ○    | ○           |       |
|       | 釘澤 知雄 |      |      |              |      | ○  |      | ○           | 弁護士   |
|       | 大槻 奈那 | ○    |      |              |      | ○  | ○    |             |       |
| 園田 智昭 | ○     |      |      |              | ○    | ○  |      | 公認会計士       |       |
| 監査役   | 高橋 一郎 |      |      | ○            |      |    |      | ○           |       |
|       | 竹田 雅好 |      |      |              |      |    | ○    |             |       |
|       | 和貝 享介 |      |      |              |      | ○  | ○    |             | 公認会計士 |
|       | 鈴木 明子 |      |      |              | ○    |    |      | ○           | 弁護士   |
|       | 宮田 芳文 | ○    |      |              |      |    | ○    |             |       |

(注) 上記一覧は、各氏の有する全ての経験、知識、能力等を表すものではありません。

## 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）承認の件

当社は、2019年6月27日開催の当社第81回定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「旧対応方針」といいます）につき、株主の皆様のご承認をいただきましたが、旧対応方針の有効期間は本総会の終結時までとされており、当該有効期間の満了に当たり、当社は、旧対応方針の基本的内容を維持することとし、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、2022年5月13日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下、「本対応方針」といいます）を以下のとおり決定し、同日公表いたしました。

なお、本対応方針の決定に当たり、本対応方針の対象行為（大規模買付行為）の明確化のための定義変更等の所要の変更を行っております。

本議案は、本対応方針について、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

### 1. 本対応方針の目的

現状において、当社は主要な株主とは良好な関係にあると共に、当社の安定株主比率等の指標は比較的高水準であるものの、これらの状況・指標は流動的であると共に、現在の法制度の下においては、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為がなされる可能性が否定できない状況にあると認識しております。本対応方針はこのような認識を踏まえ、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして決定したものです。当社取締役会は、下記3(1)に定める大規模買付行為に際し、株主の皆様に対し大規模買付行為を受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報が提供され、大規模買付者との交渉力を確保できるよう、以下のとおり、大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます）を定めることといたしました。

### 2. 取締役会の判断の合理性・公正性を担保するための特別委員会の利用

#### (1) 特別委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、および大規模買付ルールが遵守された場合でも大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として株式または新株予約権の発行、株式または新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令および当社定款により許容される措置（以下、「対抗措置」といいます）を発動するか否かについて、当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するため、当社は、別紙1に概要を記載する特別委員会規則に従い、業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役および社外監査役により構成される特別委員会を設置いたしました。特別委員会の当初の委員は、社外取締役2名および社外監査役1名といたしましたが、その略歴は、別紙2に記載のとおりです。

## (2) 特別委員会への諮問、特別委員会の勧告の尊重

本対応方針に基づき当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社取締役会是对抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か、対抗措置の必要性および相当性等を十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとし、大規模買付ルールが遵守された場合においても大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を発動するか否かについて、特別委員会が適切と判断する場合には、株主総会の決議を経ることを当社取締役会に対し勧告することができるものとし、特別委員会の勧告内容については、その概要を適時適切に株主の皆様へ開示いたします。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとし、

## 3. 大規模買付ルールの内容

### (1) 対象となる大規模買付行為

大規模買付ルールは、以下の(i)から(iii)のいずれかに該当するもしくは該当する可能性がある当社株券等の買付けその他の取得行為またはこれらに類似する行為(但し、事前に当社取締役会が同意したものを除くものとし、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。このような行為を「大規模買付行為」といいます)がなされ、またはなされようとする場合を適用対象とします。大規模買付行為を行い、または行おうとする者(以下、「大規模買付者」といいます)は予め大規模買付ルールに従わなければならないものとし、

- (i) 特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付けその他の取得行為(注4)
- (ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付けその他の取得行為
- (iii) 上記(i)または(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、特定株主グループが、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします)との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(注5)を樹立する行為(注6)(但し、当社株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限り、)

(注1) 特定株主グループとは、(i)当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます)およびその共同保有者(同

法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます)、または(ii)当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます)を意味します。

- (注2) 議決権割合とは、(i)特定株主グループが(注1)の(i)の場合には、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます)も加算するものとします)、または(ii)特定株主グループが(注1)の(ii)の場合には、当該買付者および当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます)の合計をいいます。なお、各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- (注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の2第1項または同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。
- (注4) 買付けその他の取得行為には、(i)特定株主グループが(注1)の(i)の場合には、売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含み、(ii)特定株主グループが(注1)の(ii)の場合には、買付けその他の有償譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- (注5) 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループおよび当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- (注6) 本文の(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、上記(iii)の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めています。

## (2) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の実行に先立ち、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」を提出いただきます。意向表明書には、大規模買付者の①名称、住所、②設立準拠法、③代表者の氏名、④国内連絡先、⑤提案する大規模買付行為の概要および⑥大規模買付ルールに従う旨の誓約の記載を要します。

## (3) 大規模買付情報の提出

当社は、上記(2)の意向表明書受領後10営業日以内に、株主の皆様の判断および当社取締役会の評価検討のために提出されるべき必要かつ十分な情報(以下、「大規模買付情報」といいます)のリストを大規模買付者に交付します。提出された情報だけでは大規模買付情報として不十分と考えられる場合には、追加情報の提供を要請することがあります。なお、大規模買付情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は、以下のとおりです。また、大規模買付行為の提案があった事実および大規模買付情報は、速やかに特別委員会に提出すると共に、当社取締役会が株主の皆様の判断に必要であると判断した場合または適用ある法令、金融商品取引所規則等に従い株主の皆様に開示が必要であると判断した場合には、その全部または一部を開示いたします。

- ① 大規模買付者およびそのグループ(共同保有者、特別関係者および(ファンドの場合)組合員その他の構成員を含みます)の詳細(名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、役員の内経歴等、過去の企業買収の経緯およびその結果、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験、過去の法令違反等の有無および内容等に関する情報を含みます)
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容(買付対価の種類・価額、買付時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性、買付完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨、その理由等を含みます)
- ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が存する場合にはその内容
- ④ 買付対価の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容およびその算定根拠を含みます)
- ⑤ 買付資金の裏付け(大規模買付者に対する資金の提供者(実質的提供者を含みます)の名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます)
- ⑥ 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営者候補(当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます)、経営方針、事業計画、資本政策、配当政策その他の計画

- ⑦ 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策およびその根拠
- ⑧ 当社および当社グループの取引先・顧客・従業員・地域社会その他のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩ その他特別委員会が合理的に必要なと判断する情報

#### (4) 当社取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には原則として最長60日間、その他の大規模買付行為の場合には原則として最長90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます)として確保する必要があると考えております。但し、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重のうえ、当該評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案等に必要とされる合理的な範囲で、取締役会評価期間を30日間を限度として延長できるものとします。なお、当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨および取締役会評価期間が満了する日を開示いたします。また、取締役会評価期間を延長する場合には、延長期間とその理由を速やかに開示いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、また、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付情報を十分に評価検討し、特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ、当社取締役会としての意見を取りまとめ、株主の皆様を開示します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後(当社取締役会が下記4(2)なお書に従い株主総会の決議を経ることを決定した場合には株主総会が対抗措置を発動しないことを決定後)にのみ開始されるべきものとします。

#### 4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

##### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、対抗措置を発動し、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することになります。

当社取締役会が具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙3に記載のとおりです。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に大規模買付行為に反対であったとしても、意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等に留め、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が、例えば以下の①から⑧のいずれかに該当し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、対抗措置を発動することがあります。

- ① 真に当社の経営に参加する意思なく、高値で当社株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業上必要な資産（ノウハウ、営業秘密等を含む）、取引関係等を大規模買付者、そのグループ会社等に移譲させる目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合
- ③ 当社の資産を大規模買付者、そのグループ会社等の債務の担保、弁済原資等として流用する目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、一時的な高配当をさせる目的または一時的な高配当による株価の急上昇時に当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合
- ⑤ 強圧的二段階買収(最初の買付けで全株式の買付けを勧誘せず、2回目以降の買付条件を不利に設定し、または明確にしないで、公開買付け等の買付けを行うことをいいます)等、事実上、当社株主に株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥ 買付条件(買付対価の種類・価額、買付時期、関連する取引の仕組み、買付方法、大規模買付行為の実現可能性、買付後の経営方針・事業計画および買付後における当社の取引先・顧客・従業員・地域社会その他のステークホルダーに対する対応方針等を含みます)が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適切と判断される場合
- ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、当社株主をはじめ、取引先・顧客・従業員・地域社会その他のステークホルダーとの関係その他の当社の企業価値の源泉を破壊すること等により、当社の企業価値の著しい毀損が予想され、または当社の企業価値の維持および向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑧ 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切と判断される場合

なお、当社取締役会は、特別委員会が上記2(2)に従い株主総会の決議を経ることを勧告した場合、または必要な時間等を勘案したうえ取締役会が善管注意義務に照らし株主総会の決議を経ることが適切と判断する場合には、株主総会の決議を経ることとします。

(3) 当社取締役会による再検討（対抗措置の発動の中止等）

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かについて決定した後であっても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、当該決定の前提となった事実関係に変動が生じた場合には、改めて特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重のうえ、対抗措置の発動、中止または変更に関する決定を行うことができます。この場合、特別委員会が必要と認める事項を含め、適時適切な開示を行います。

5. 本対応方針の有効期間、変更および廃止

本対応方針は本総会における株主の皆様の承認により効力が発生しますが、その有効期間は、2025年6月開催予定の当社定時株主総会の終結時までとします。但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応方針は廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本対応方針の有効期間中であっても、関係法令の改正、司法判断の動向および金融商品取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から必要と判断した場合には、特別委員会の承認を得たうえ、株主総会の承認の趣旨の範囲内で本対応方針を変更する場合があります。本対応方針の変更または廃止については、速やかに株主の皆様にお知らせします。

6. 法令の改正等による修正

本対応方針で引用する法令の規定は、2022年5月13日現在施行されている規定を前提としており、同日以後、法令の新設または改廃により、各項に定める条項または用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、当該条項または用語の意義等を適宜合理的に読み替えるものとします。

## 特別委員会規則の概要

1. 特別委員会の委員は3名以上とし、業務執行を行う当社経営陣から独立した当社社外取締役および当社社外監査役に該当する者から選任する(別紙2に記載の当初の委員を除き、当社取締役会が選任する)。
2. 特別委員会の委員の任期は2025年6月開催予定の定時株主総会の終結時までとする。当社社外取締役または当社社外監査役であった特別委員会の委員が、当社社外取締役または当社社外監査役でなくなった場合(再任された場合を除く)には、特別委員会の委員としての任期も同時に終了する。
3. 特別委員会は、次の①から③に定める事項について決定し、当該決定内容を理由を付して当社取締役会に対して勧告すると共に、本対応方針において特別委員会が行うことができると定められた事項を行う。なお、特別委員会の各委員および当社各取締役は、本対応方針に基づく判断、決定、勧告等に当たっては、専ら当社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ①本対応方針に従った新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の是非
  - ②本対応方針に従った新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の中止(当該新株予約権の無償取得を含む)
  - ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
4. 特別委員会は、大規模買付者に対し、提出された情報が大規模買付情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報の提供を求めることができるものとする。また、特別委員会は、大規模買付情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、大規模買付行為の内容に対する意見および根拠資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報の提供を求めることができる。
5. 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、説明を求めることができる。
6. 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む)の助言を得ることができる。
7. 特別委員会の各委員および当社取締役会は、大規模買付行為がなされた場合その他いつでも必要に応じ特別委員会を招集することができる。
8. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故があるときその他やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

## 特別委員会の委員の略歴

釘澤 知雄

【略歴】

1955年生まれ

1987年4月

弁護士

現在に至る

東京富士法律事務所入所

1995年4月

同法律事務所パートナー

現在に至る

2005年4月

大宮法科大学院大学教授

2006年6月

オー・ジー株式会社社外監査役

現在に至る

2012年6月

当社社外取締役

現在に至る

2019年4月

中央大学法科大学院客員教授

現在に至る

大槻 奈那

【略歴】

1964年生まれ

2005年12月

UBS証券株式会社マネジング・ディレクター

2011年6月

メリルリンチ日本証券株式会社マネジング・ディレクター

2015年9月

名古屋商科大学大学院マネジメント研究科教授

現在に至る

2016年1月

マネックス証券株式会社執行役員

2016年9月

農水産業協同組合貯金保険機構連営委員

2017年4月

財務省財政制度等審議会委員

現在に至る

2017年6月

株式会社クレディセゾン社外取締役

現在に至る

2018年6月

東京海上ホールディングス株式会社社外監査役

現在に至る

2019年9月

学校法人二松学舎理事

現在に至る

2019年10月

規制改革推進会議委員

現在に至る

2021年4月

マネックス証券株式会社専門役員

現在に至る

2021年6月

当社社外取締役

現在に至る

宮田 芳文

【略歴】

1952年生まれ

2006年4月 第一生命保険相互会社執行役員総合金融法人部長

2009年4月 同社常務執行役員

2010年6月 株式会社ツガミ社外監査役

2012年6月 資産管理サービス信託銀行株式会社代表取締役副社長

2018年10月 株式会社ウェルネストコミュニケーションズ社外取締役

現在に至る

2021年6月 当社社外監査役

現在に至る

以 上

## 新株予約権の無償割当てを行う場合の概要

1. 割当対象株主および割当方法  
当社取締役会にて定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、当社の所有する当社普通株式を除く)1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
3. 割当てる新株予約権の総数  
当社取締役会が定める割当期日における最終の当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数(当社の所有する当社普通株式を除く)を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の無償割当てを行うことがある。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は当社普通株式1株当たり金1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
6. 新株予約権の行使条件  
大規模買付者を含む特定株主グループや当該特定株主グループから新株予約権を当社取締役会の承認を得ずに譲受けまたは承継した者でないこと等を行使の条件として定める(詳細については、当社取締役会において別途定める)。
7. 当社による新株予約権の取得
  - (1) 当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の行使が認められない者以外の者が所有する前営業日までに未行使の新株予約権を取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき、対象株式数の当社普通株式を交付することができる。
  - (2) 当社は、新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日が到来することをもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
  - (3) 上記のほか詳細については、当社取締役会において別途定める。
8. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の無償割当ての効力発生日、行使期間その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以上

## <ご参考>

### 1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として、①当社および当社グループが1913年の創業以来蓄積してきた研究開発・製造・販売等の各分野における専門知識・経験・ノウハウ、これらを担う従業員、当社および当社グループの取引先・顧客・従業員・地域社会その他のステークホルダーとの間に築かれた信頼関係、高品質な医薬品等の供給能力、良好な財務体質、その他の当社の企業価値の様々な源泉、②長期的な視野のもとに継続的かつ安定的に医薬品等の研究開発、高品質な医薬品等の製造販売、適正使用情報の提供・管理等を実施・推進することが不可欠であること等の当社および当社グループの事業特性を十分に理解し、上記①および②に基づく適切な経営方針、事業計画等の立案・実施を通じ、当社の企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者が望ましいと考えております。

もっとも、当社の支配権の移転を伴う買付行為を受け入れるか否かを含め、当社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様により決定されるべきであると考えております。また、株主の皆様が当該買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行うためには、当該買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担っている当社取締役会から提供される情報および当該買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが不可欠であると考えております。

他方、当該買付行為のなかには、株主に株式の売却を強要するおそれがあるもの、株主が当該買付行為を受け入れるか否かを検討し、当社取締役会が当該買付行為を評価検討し、必要に応じ当該買付者との間で条件改善について交渉し、代替案を提示するための十分な時間・情報が確保できないもの等、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく毀損するおそれのあるものもあります。

当社は、このような買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

### 2. 株主および投資家の皆様に与える影響等

#### (1) 本対応方針が株主および投資家の皆様に与える影響等

本対応方針は、株主の皆様に対し、大規模買付行為を受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報・時間を提供し、大規模買付者との交渉力を確保するもので

あり、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資するものであると考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

## (2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、適用ある法令、金融商品取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が法的または経済的に格別の損失を被る事態は想定しておりません。

対抗措置の一つとして新株予約権の無償割当てを行う場合は、大規模買付者等以外の株主の皆様は引受けの申込みを要することなく、その保有する当社株式数に応じて当該新株予約権の割当てを受け、また当社が当該新株予約権の取得の手続きをとることにより、当該新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込み、払込み等の手続きは必要となりません。これらの手続きの詳細については、実際にこれらの手続きが必要となった際に、適時適切な開示を行います。なお、特別委員会の勧告を受けて、当社取締役会が新株予約権の無償割当ての中止または新株予約権の無償割当て後に当該新株予約権の無償取得(当社が当該新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は当該新株予約権を失います)を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

## 3. 本対応方針が上記1. の基本方針に沿い、株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことに関する取締役会の判断およびその理由

当社は、下記の理由により、本対応方針が当該基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

### (1) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって決定されていること

本対応方針は、株主の皆様に対し、大規模買付行為を受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報・時間を提供し、大規模買付者との交渉力を確保するものであり、当社の株主共同の利益に資するものであると考えます。

(2) 合理的な客観的要件の設定

本対応方針における対抗措置は、合理的な客観的要件が充足されない限り発動されないため、当社取締役会による恣意的な発動を防止する内容となっています。

(3) 株主の意思の尊重・反映

当社は本総会において本対応方針を議案としてお諮りし、株主の皆様のご賛同が得られなかった場合には、本対応方針は発効しないこととなっております。また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において、本対応方針を廃止または変更する旨の決議がなされた場合、本対応方針はその時点で廃止または変更されることとされており、本対応方針に対する株主の皆様の意思が反映されることとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本対応方針における対抗措置の発動の是非に関する実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される特別委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様が開示いたしますので、当社の企業価値および株主共同の利益に資するよう本対応方針の透明な運用が確保される仕組みとなっています。

(5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策でないこと

本対応方針は、当社株主総会または当社取締役会の決議で廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は、取締役任期を1年とし、期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

以 上

(提供書面)

## 事業報告

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない中、変異株の流行もあり、前年度に引き続き先行き不透明な状況で推移しました。医薬品業界では、社会保障費財源確保の問題を背景とする薬剤費抑制政策が継続的に推し進められる中、2021年4月には薬価の中間年改定が行われました。また企業間競争も加速しており、引き続き厳しい事業環境にあります。

このような状況下、当連結会計年度における当社グループは、事業環境の変化にも対応し持続的に成長し続けるために、利益重視と将来への投資の継続を基本方針とし、「新薬等への注力」「次世代の柱構築のための継続的な投資」「選択と集中による、リソースの戦略的再配分」に重点的に取り組んでまいりました。医薬品関連事業では、循環器、産婦人科、精神科、消化器の重点領域等へリソースを集中し、主力製品を中心とした学術情報提供活動を積極的に展開いたしました。また、ヘルスケア事業は、敏感肌用スキンケアのパイオニアとして事業活動を行い、マーケティングの強化に努め市場開拓を図ってまいりました。

当連結会計年度の売上高は、110,179百万円で前期比7.0%の増収となりました。

これを事業別に見ますと、医薬品関連事業の売上高は104,447百万円で前期比7.4%の増収となりました。薬価改定の影響を受けたものの、新薬の抗うつ剤「レクサプロ」、潰瘍性大腸炎治療剤「リアルダ」、慢性便秘症治療剤「グーフイス」「モビコール」、および月経困難症治療剤「ディナゲスト」の売上高が伸長しました。また、2020年5月に販売を開始した痛風・高尿酸血症治療剤「ユリス」も寄与しました。一方、長期収載品の高脂血症・閉塞性動脈硬化症治療剤「エパデール」、および持続性Ca拮抗降圧剤「アテレック」の売上高は、前期を下回りました。後発品事業の売上高は前期を上回りました。ロイヤリティ収入も前期に比べて増加しました。

ヘルスケア事業の売上高は5,732百万円で前期比0.4%の増収となりました。「コラージュフルフルシリーズ」の抗真菌成分配合シャンプー・リンス・石鹸、同シリーズの育毛剤、および基礎化粧品「コラージュリペアシリーズ」の売上高が伸長しました。

次に当連結会計年度の利益面につきましては、研究開発費の増加を主な要因として販売費及び一般管理費が増加しましたが、医薬品関連事業の売上高増加に伴い売上総利益が増加したことにより、営業利益は14,392百万円で前期比19.9%の増益、経常利益は14,799百万円で前期比20.7%の増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は10,569百万円で前期比23.1%の増益となりました。

研究開発の状況につきましては、研究面では、オープンイノベーションの推進を通じた早期開発候補品の導入等により開発パイプラインの充実を図るべく創薬研究活動に取り組んでおります。また、統合失調症治療薬、疼痛治療薬(TRPV1拮抗薬)の導出活動にも積極的に取り組んでおります。

臨床開発面では、新規高純度EPA製剤「MND-2119」、およびトレプロスチニルの吸入剤「MD-711」の肺動脈性肺高血圧症適応について製造販売承認申請中です。「リアルダ」の小児適応、「レクサプロ」の小児適応、ファイザー株式会社と共同開発を行っている抗うつ剤「MD-120」、中国において住友制薬(蘇州)と提携して開発を進めている高トリグリセリド血症治療剤「MND-21」、およびイドルシアファーマシューティカルズジャパン株式会社と共同開発を行っている不眠症治療剤「ACT-541468」は、臨床第Ⅲ相段階にあります。「MD-711」の間質性肺疾患に伴う肺高血圧症の適応については、臨床第Ⅱ/Ⅲ相段階にあります。また、「ユリス」の小児適応のための臨床第Ⅲ相試験を2022年4月に開始しました。

医療機器として開発している関節軟骨損傷治療材「dMD-001」は、検証的治験段階にあります。また、海綿体神経損傷治療材「dMD-002」は、探索的治験段階にあります。

当連結会計年度の研究開発費は、12,295百万円であります。

## <新型コロナウイルス感染症への取組みおよび業績への影響について>

新型コロナウイルス感染症に対しては、従業員および事業関係者への感染防止、製品の安定供給体制の維持を中心に取り組んでまいりました。

当社は、社長を本部長とする新型コロナウイルス対策本部を設置し、当社グループにおける感染防止と事業継続の両面で方針等を決定しております。従業員に対しては、在宅勤務や時差出勤を推奨し、感染防止の徹底を図っております。また、新型コロナウイルス感染症の患者様の対応にあたる医療関係者の皆様を支援する目的で、昨年度に引き続き寄付を実施いたしました。

MR（医薬情報担当者）の活動においては、各医療機関の状況を個別に把握しつつ、デジタルマーケティングを積極的に活用した情報提供を行っております。

研究・開発については、症例登録の遅延や治験実施施設の追加等が生じているプロジェクトが一部ありますが、概ね計画通りに進んでおります。

医薬品製造については、原薬および製剤製造のサプライチェーンにおいて、新型コロナウイルス感染症に起因する重大な事象は発生しておりません。製品を安定的に供給できる体制を維持すべく、取り組んでおります。

事業活動において、一部、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が見られるものの、当連結会計年度の売上高および利益に対する影響は軽微でした。

## (2) 資金調達等についての状況

### ① 資金調達

当連結会計年度の資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。なお、安定した資金調達手段を確保し、機動的に資金調達を行うため、特定融資枠契約（コミットメントライン契約）を締結しております。

### ② 設備投資

当連結会計年度の設備投資は、主に医薬品の生産設備および研究設備の合理化、省力化を図るための設備投資、および本社ビル建替工事を行っております。これらによる設備投資の額は2,806百万円であります。

医薬品関連事業においては、医薬品生産設備の合理化、省力化と製剤研究所の医薬品研究設備の更新を中心に1,486百万円、および本社ビル建替工事に1,278百万円、ヘルスケア事業においては、42百万円それぞれ実施しております。

これらの所要資金は全て自己資金で賄っております。

### (3) 財産および損益の状況

#### ① 企業集団の財産および損益の状況

| 区 分             | 第 81 期<br>2018年度 | 第 82 期<br>2019年度 | 第 83 期<br>2020年度 | 第 84 期<br>2021年度<br>(当連結会計年度) |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高           | 109,643百万円       | 101,799百万円       | 102,995百万円       | 110,179百万円                    |
| 経 常 利 益         | 10,928百万円        | 9,154百万円         | 12,260百万円        | 14,799百万円                     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 8,435百万円         | 4,598百万円         | 8,587百万円         | 10,569百万円                     |
| 1株当たり当期純利益      | 212.87円          | 117.56円          | 222.29円          | 277.39円                       |
| 総 資 産           | 159,019百万円       | 157,488百万円       | 161,791百万円       | 163,139百万円                    |
| 純 資 産           | 125,110百万円       | 120,665百万円       | 126,974百万円       | 128,646百万円                    |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式総数については、自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
2. 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第81期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

売上高 (単位：百万円)



経常利益 (単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産 (単位：百万円)



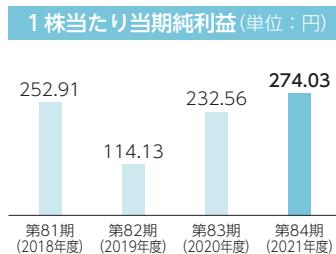
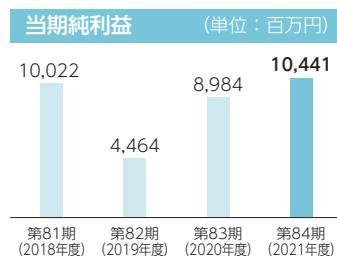
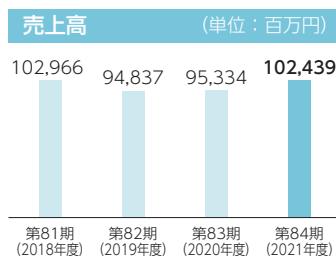
純資産 (単位：百万円)



## ② 当社の財産および損益の状況

| 区 分        | 第 81 期<br>2018年度 | 第 82 期<br>2019年度 | 第 83 期<br>2020年度 | 第 84 期<br>2021年度<br>(当期) |
|------------|------------------|------------------|------------------|--------------------------|
| 売 上 高      | 102,966百万円       | 94,837百万円        | 95,334百万円        | 102,439百万円               |
| 経 常 利 益    | 11,164百万円        | 7,984百万円         | 11,626百万円        | 13,539百万円                |
| 当 期 純 利 益  | 10,022百万円        | 4,464百万円         | 8,984百万円         | 10,441百万円                |
| 1株当たり当期純利益 | 252.91円          | 114.13円          | 232.56円          | 274.03円                  |
| 総 資 産      | 152,634百万円       | 147,964百万円       | 155,605百万円       | 156,837百万円               |
| 純 資 産      | 122,833百万円       | 118,226百万円       | 124,894百万円       | 126,385百万円               |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式総数については、自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
2. 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第81期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。



#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、長期ビジョンを『医療・健康ニーズに応えることで、グローバルにも存在価値を認められる特色ある生命・健康関連企業グループとして成長する』と定めています。この長期ビジョンを具体化し、2031年に当社グループが目指す「ありたい姿」を策定しました。従来の低分子や抗体医薬品等だけでは治療が難しかった難治性疾患・希少疾患への取り組みなど、医療の多様化・高度化が進む中、今後成長が見込まれる新たな創薬モダリティを取り込み、充足していない医療・健康ニーズに挑戦します。また、現在主力の医薬品関連事業とヘルスケア事業に加えて、バイオマテリアル事業を次世代の柱の一つにするべく取り組みます。

「2031年のありたい姿」を実現するために、持続的な企業価値の向上の観点から、当社グループのサステナビリティ基本方針と整合を図りながら、この3年間で取り組む課題に対する行動計画として22-24中期経営計画を策定しました。この期間中、当社グループはイノベーション創出と生産性向上をテーマとして以下の課題に重点的に取り組みます。

##### 1) 新薬を中心とした重点領域における収益の最大化

- ・主力事業である医薬品関連事業において、重点領域の循環器、産婦人科、精神科、消化器にリソースを集中し、地位を堅持するとともに、新薬による収益の最大化を推進します。
- ・安定供給と適正品質維持の徹底を継続するとともに、調達コストの削減、製品ラインナップの見直しによるコスト構造の改善を推進します。

##### 2) 「ありたい姿」を実現するための成長投資の継続

- ・将来の競争力に結びつく事業活動への投資を積極的に進めます。

バイオマテリアル事業の拡大・推進と早期上市に取り組みます。

細胞・核酸・遺伝子といった新たな創薬モダリティを取り込んでいきます。特に再生医療等製品の分野において開発を優先的に進めます。

##### 3) イノベーション創出と生産性向上に向けた企業体制の強化

- ・業務プロセスと業務品質レベルの最適化、デジタルトランスフォーメーションの推進、制度改革、ファシリティマネジメントの推進の4つのアプローチを調和・連携させ、効率的な組織運営と企業価値の向上を図ります。
- ・イノベーションをけん引する人財の育成、人財マネジメント体制の強化、部門間連携の強化に取り組みます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

## (5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

| 事業区分  | 主要品目           |
|-------|----------------|
| 医薬品関連 | 医療用医薬品、一般用医薬品等 |
| ヘルスケア | 医薬部外品、化粧品      |

## (6) 主要拠点等および使用人の状況（2022年3月31日現在）

- ① 主要な営業所、工場および研究所  
(当社)

| 名称     | 所在地  | 名称    | 所在地 |
|--------|------|-------|-----|
| 本社     | 東京都  | 名古屋支店 | 愛知県 |
| 東京支店   | 東京都  | 京都支店  | 京都府 |
| 東京第二支店 | 東京都  | 広島支店  | 広島県 |
| 大阪支店   | 大阪府  | 福岡支店  | 福岡県 |
| 札幌支店   | 北海道  | 総合研究所 | 静岡県 |
| 仙台支店   | 宮城県  | 製剤研究所 | 静岡県 |
| 首都圏支店  | 神奈川県 |       |     |

(注) 2022年4月1日付にて東京支店、東京第二支店および首都圏支店を関東甲信越支店および首都圏支店に、名古屋支店、京都支店および大阪支店を中部支店および関西支店に再編しております。

(子会社)

| 会社名         | 名称   | 所在地 |
|-------------|------|-----|
| 持田製薬工場株式会社  | 本社工場 | 栃木県 |
| 持田ヘルスケア株式会社 | 本社   | 東京都 |
| 持田製薬販売株式会社  | 本社   | 東京都 |
| 株式会社テクノネット  | 本社   | 東京都 |
| 株式会社テクノファイン | 本社   | 静岡県 |

② 企業集団の使用人の状況

| 使用人数   | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|--------|-------|--------|
| 1,544名 | △14名   | 42.9歳 | 17.0年  |

(注) 使用人数は就業人員数であります。なお臨時雇用者数は含んでおりません。

(7) 重要な子会社の状況

| 会社名         | 資本金    | 当社の出資比率 | 主要な事業内容                                  |
|-------------|--------|---------|------------------------------------------|
| 持田製薬工場株式会社  | 500百万円 | 100%    | 医薬品製造、ヘルスケア製品の製造・販売業務の提供                 |
| 持田ヘルスケア株式会社 | 100百万円 | 100%    | ヘルスケア製品の製造・販売                            |
| 持田製薬販売株式会社  | 10百万円  | 100%    | 医薬品販売                                    |
| 株式会社テクノネット  | 82百万円  | 100%    | 不動産の仲介および建造物・構築物の管理業務、経理・購買等に関する事務処理の代行等 |
| 株式会社テクノファイン | 10百万円  | (100%)  | 医薬品製造                                    |

(注) 1. 当社の出資比率欄の( )内は、間接出資比率を表示しており、株式会社テクノファインは持田製薬工場株式会社の100%子会社です。  
2. 主要な事業内容は当連結会計年度の内容を記載しております。

(8) 主要な借入先および借入額 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 120,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 40,160,000株（うち自己株式2,590,401株）  
 (3) 株主数 6,745名  
 (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                          | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------------|---------|---------|
| 公益財団法人持田記念医学薬学振興財団                             | 5,688千株 | 15.14%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(信託)                     | 3,671千株 | 9.77%   |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行                          | 1,786千株 | 4.76%   |
| 公益財団法人高松宮妃癌研究基金                                | 1,683千株 | 4.48%   |
| みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口<br>再信託受託者株式会社日本カストディ銀行 | 1,614千株 | 4.30%   |
| 日 本 水 産 株 式 会 社                                | 1,200千株 | 3.19%   |
| 持 田 直 幸                                        | 1,164千株 | 3.10%   |
| 持 田 和 枝                                        | 987千株   | 2.63%   |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行<br>(信託)              | 963千株   | 2.56%   |
| 持 田 健 志                                        | 949千株   | 2.53%   |

- (注) 1. 上記のほか、当社所有の自己株式が2,590,401株あります。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の状況（2022年3月31日現在）

| 会社における地位            | 氏 名  | 担当および重要な兼職の状況                                                |
|---------------------|------|--------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長             | 持田直幸 | 公益財団法人持田記念医学薬学振興財団理事長                                        |
| 代表取締役副社長<br>副社長執行役員 | 坂田中  | 社長補佐、業務全般担当                                                  |
| 取締役専務執行役員           | 匂坂圭一 | 医薬営業、持田ヘルスケア担当                                               |
| 取締役専務執行役員           | 榊潤一  | 事業開発、バイオマテリアル事業担当                                            |
| 取締役常務執行役員           | 水口清  | 研究、医薬開発担当、持田製薬工場管掌                                           |
| 取締役執行役員             | 川上裕  | 信頼性保証担当兼信頼性保証本部長                                             |
| 取締役執行役員             | 橋本好晴 | 企画管理、テクノネット担当兼企画管理本部長                                        |
| 取締役                 | 釘澤知雄 | 弁護士<br>オー・ジー株式会社社外監査役                                        |
| 取締役                 | 十川廣國 |                                                              |
| 取締役                 | 大槻奈那 | マネックス証券株式会社専門役員<br>株式会社クレディセゾン社外取締役<br>東京海上ホールディングス株式会社社外監査役 |
| 常勤監査役               | 高橋一郎 |                                                              |
| 常勤監査役               | 宮地和浩 |                                                              |
| 監査役                 | 和貝享介 | 公認会計士<br>東京エレクトロン株式会社社外監査役<br>ニッセイ情報テクノロジー株式会社社外監査役          |
| 監査役                 | 鈴木明子 | 弁護士                                                          |
| 監査役                 | 宮田芳文 | 株式会社ウェルネストコミュニケーションズ<br>社外取締役                                |

- (注) 1. 取締役釘澤知雄、十川廣國および大槻奈那は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役和貝享介、鈴木明子および宮田芳文は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役釘澤知雄、十川廣國および大槻奈那ならびに監査役和貝享介、鈴木明子および宮田芳文を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づき責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。
5. 取締役常務執行役員河野洋一は、2021年6月29日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって任期満了となり退任いたしました。
6. 取締役大槻奈那は、2021年6月29日開催の第83回定時株主総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。

7. 監査役渡辺 宏は、2021年6月29日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって任期満了となり退任いたしました。
8. 監査役宮田芳文は、2021年6月29日開催の第83回定時株主総会において新たに監査役に選任され就任いたしました。
9. 常勤監査役宮地和浩は、長年にわたり当社経理部で経理業務の経験を重ねており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
10. 監査役和貝享介は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
11. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の変更は、以下のとおりであります。

| 氏 名     | 変 更 後                               | 変 更 前                               | 変更年月日      |
|---------|-------------------------------------|-------------------------------------|------------|
| 坂 田 中   | 代表取締役副社長<br>副社長執行役員<br>社長補佐、業務全般担当  | 代表取締役専務取締役<br>専務執行役員<br>社長補佐、業務全般担当 | 2021年6月29日 |
| 匂 坂 圭 一 | 取締役専務執行役員<br>医薬営業、持田ヘルスケア担当         | 取締役専務執行役員<br>医薬営業担当                 | 2021年6月29日 |
| 榊 潤 一   | 取締役専務執行役員<br>事業開発、バイオマテリアル<br>事業担当  | 取締役常務執行役員<br>事業開発、バイオマテリアル<br>事業担当  | 2021年6月29日 |
| 水 口 清   | 取締役常務執行役員<br>研究、医薬開発担当、持田製薬<br>工場管掌 | 取締役常務執行役員<br>研究、医薬開発担当              | 2021年6月29日 |

## (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

### ① 当事業年度に係る報酬等

| 役員区分             | 対象となる<br>役員の数 | 報酬等の種類別の総額        |               |            | 報酬等の<br>総額        |
|------------------|---------------|-------------------|---------------|------------|-------------------|
|                  |               | 基本報酬              | 業績連動<br>報酬等   | 非金銭<br>報酬等 |                   |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 11名<br>(3名)   | 198百万円<br>(22百万円) | 111百万円<br>(―) | ―<br>(―)   | 309百万円<br>(22百万円) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 6名<br>(4名)    | 50百万円<br>(20百万円)  | 15百万円<br>(―)  | ―<br>(―)   | 65百万円<br>(20百万円)  |
| 計<br>(うち社外役員)    | 17名<br>(7名)   | 248百万円<br>(43百万円) | 126百万円<br>(―) | ―<br>(―)   | 375百万円<br>(43百万円) |

- (注) 1. 上記の取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の総額は、2014年6月27日開催の定時株主総会において年額550百万円以内（うち社外取締役年額50百万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役1名）です。
3. 監査役の報酬等の総額は、2014年6月27日開催の定時株主総会において年額90百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名（うち社外監査役3名）です。
4. 上記の取締役および監査役の基本報酬の額には、株価連動報酬として在任期間中当社株式を保有するため、当社株式の継続取得を目的に役員持株会に拠出する一定額が含まれております。

### ② 取締役および監査役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針（取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を含む）の概要および決定方法

#### 1. 取締役

当社は、取締役の報酬等の総額を株主総会において定め、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下「決定方針」といいます）の決定（2021年6月29日付取締役会決議）は、その公正性および透明性を確保するため独立社外取締役が委員の過半数を占める人事報酬委員会の意見を踏まえたうえで行っております。また、取締役の個人別の月額報酬および賞与の支払時期、支払方法、個人別の金額等については、決定方針および人事報酬委員会の意見を踏まえて代表取締役社長持田直幸および代表取締役副社長坂田中（その地位および担当は41頁参照）による協議へ一任することを決定（取締役会決議）しております。一任の理由は、当社グループ全体の業績を踏まえ各取締役の貢献度等の評価を行い個人別の報酬等の内容を決定する者としては代表取締役が最も適すると判断するためです。

決定方針の概要は以下のとおりです。

取締役の報酬は、固定報酬である月額報酬と業績連動報酬である賞与をもって構成し、固定報酬（月額報酬）と業績連動報酬（賞与）の割合は、企業価値の向上を図るインセンティブとして適切に機能すると当社が判断する割合で設定します。

固定報酬（月額報酬）は、予め定めた基本報酬の額に役位・能力等に応じた加算を行った額を月次で支給いたします。業績連動報酬（賞与）は、月額報酬を基礎として算定した額を基準に、当社が会社業績の評価に係わる重要な指標と考える当期純利益（連結）および営業利益（連結）（併せて以下「連結業績」といいます）ならびに各取締役の貢献度の総合的な評価に基づいて決定し、具体的には、月額報酬を基礎として算定した冬季賞与と、月額報酬を基礎として算定した額に連結業績および個人業績の評価を反映して算定した夏季賞与の2回に分けて支給いたします。

当該連結業績評価は、前事業年度の連結業績を含む過去の連結業績を基準として当事業年度の連結業績の評価により行います（当事業年度の連結業績の実績は50頁参照）。

なお、社外取締役の報酬は、固定報酬である月額報酬をもって構成しております。

また、月額報酬の役位に応じた一定額は株価連動報酬として役員持株会に拠出して当社株式を継続的に取得し、取締役は当該取得した株式を原則在任期間中保有することとしております。

## 2. 監査役

当社は監査役の報酬等の総額を株主総会において定め、各監査役への配分については、監査役の協議により決定しております。

監査役の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針の概要は以下のとおりです。

監査役の報酬は、固定報酬である月額報酬と業績連動報酬である賞与をもって構成し、業績連動報酬（賞与）は各監査役に期待される職務を基準に、連結業績も勘案し、当該監査役の貢献度の評価に基づいて決定いたします。

なお、社外監査役の報酬は、固定報酬である月額報酬をもって構成しております。

また、月額報酬の一定額は株価連動報酬として役員持株会に拠出して当社株式を継続的に取得し、監査役は当該取得した株式を原則在任期間中保有することとしております。

### ③ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、決定方針に基づき代表取締役の協議により作成された案を基に、独立社外取締役が委員の過半数を占める人事報酬委員会の意見を踏まえて決定されていることから、当該決定の内容は決定方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役釘澤知雄は、オー・ジー株式会社の社外監査役であります。なお、当社と同社との間には特別の利害関係はありません。

取締役大槻奈那はマネックス証券株式会社の専門役員、株式会社クレディセゾンの社外取締役および東京海上ホールディングス株式会社の社外監査役であります。なお、当社と各社との間には特別な利害関係はありません。

監査役和貝享介は、東京エレクトロン株式会社およびニッセイ情報テクノロジー株式会社の社外監査役であります。なお、当社と各社との間には特別の利害関係はありません。

監査役宮田芳文は、株式会社ウェルネストコミュニケーションズの社外取締役であります。なお、当社と同社との間には特別の利害関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                         |
|-------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 釘 澤 知 雄 | 当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                                        |
| 取 締 役 | 十 川 廣 國 | 当事業年度開催の取締役会13回のうち10回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                                    |
| 取 締 役 | 大 槻 奈 那 | 2021年6月29日就任以降開催された取締役会11回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                             |
| 監 査 役 | 和 貝 享 介 | 当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会16回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。               |
| 監 査 役 | 鈴 木 明 子 | 当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会16回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。               |
| 監 査 役 | 宮 田 芳 文 | 2021年6月29日就任以降開催された取締役会11回全てに出席し、また、同日就任以降開催された監査役会11回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

#### ③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役釘澤知雄は、弁護士として企業法務に精通し、経営に関する高い見識を当社の経営に反映しており、これらの高い見識を生かし、当社取締役会において適切な発言・指摘を行うこと等により、経営に対する監督機能を果たしております。

取締役十川廣國は、経営学を専門とする大学教授として豊富な専門知識と経験を有し、経営に関する高い見識を当社の経営に反映しており、これらの高い見識を生かし、当社取締役会において適切な発言・指摘を行うこと等により、経営に対する監督機能を果たしております。

取締役大槻奈那は、金融機関のアナリストとしての長年の経験、大学教授としての豊富な専門知識と経験を有し、加えて多くの公職を歴任し、経営に関する高い見識を当社の経営に反映しており、これらの高い見識を生かし、当社取締役会において適切な発言・指摘を行うこと等により、経営に対する監督機能を果たしております。

また、取締役釘澤知雄および十川廣國は、代表取締役の任意の諮問機関である人事報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の同委員会の全てに出席すること等により、当社の経営陣幹部の選解任、役員候補者の指名および経営陣幹部・取締役の報酬案について助言を行うことを通じ、客観性および説明責任の強化に寄与しております。

#### (4) 執行役員の状況（取締役による兼務は除く、2022年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名   | 担当                       |
|----------|------|--------------------------|
| 執行役員     | 猶塚正明 | 持田製薬工場担当                 |
| 執行役員     | 福地一雅 | 医薬営業本部長                  |
| 執行役員     | 松末朋和 | 事業開発本部長                  |
| 執行役員     | 水野均  | バイオマテリアル事業本部長兼医療機器臨床開発部長 |
| 執行役員     | 早野泰嗣 | 医薬開発本部長                  |
| 執行役員     | 中尾一成 | 研究本部長                    |
| 執行役員     | 持田健志 | 医薬開発本部副本部長兼開発企画推進部長      |
| 執行役員     | 保坂義隆 | 医薬営業本部副本部長               |
| 執行役員     | 宮嶋謙二 | 医薬営業本部副本部長兼大阪支店長         |
| 執行役員     | 竹田雅好 | 経理部長                     |
| 執行役員     | 中野玲子 | 知的財産部長                   |
| 執行役員     | 牧野純一 | 人事部長                     |

(注) 1. 2022年4月1日付にて、執行役員福地一雅は退任いたしました。

2. 2022年4月1日付にて、以下のとおり担当の変更がありました。

執行役員 水野 均 バイオマテリアル事業本部長

執行役員 宮嶋 謙二 医薬営業本部長

執行役員 中野 玲子 事業開発本部副本部長

## (5) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

### ① 被保険者の範囲

当社は、当社および子会社5社（持田製薬工場株式会社、持田ヘルスケア株式会社、持田製薬販売株式会社、株式会社テクノネット、株式会社テクノファイン）の取締役、監査役および執行役員等（以下「役員等」といいます）を被保険者とし、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

### ② 保険契約の内容の概要

役員等がその職務に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担する法律上の損害賠償金（判決金、和解金等）、争訟費用等を補償する内容となっております。なお、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社から役員等に対する責任追及（株主代表訴訟を除く）に係る争訟費用等、犯罪行為を行った役員等の賠償金等を補償対象外としております。また、当社役員（取締役および監査役）に係る株主代表訴訟担保特約分の保険料（当社基本保険料の約10%分）を当該役員の自己負担としております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

|                                      | 支 払 額 |
|--------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額               | 37百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 43百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査の実施状況、報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断される場合、その事実に基づき、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人の独立性および専門性、ならびに監査活動の適切性、妥当性および効率性その他職務の執行に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合には、会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、監査役会は、上記方針に基づき、会計監査人の解任または不再任の検討を毎年実施いたします。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額             | 科 目                | 金 額            |
|-----------------|-----------------|--------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                 | <b>(負債の部)</b>      |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>121,448</b>  | <b>流動負債</b>        | <b>29,856</b>  |
| 現金及び預金          | 48,415          | 支払手形及び買掛金          | 10,656         |
| 売掛金             | 31,676          | 電子記録債務             | 1,243          |
| 有価証券            | 13,499          | 未払法人税等             | 1,652          |
| 商品及び製品          | 15,110          | 賞与引当金              | 2,663          |
| 仕掛品             | 1,355           | その他の引当金            | 171            |
| 原材料及び貯蔵品        | 6,662           | その他                | 13,470         |
| その他             | 4,727           | <b>固定負債</b>        | <b>4,636</b>   |
| <b>固定資産</b>     | <b>41,691</b>   | 退職給付に係る負債          | 4,270          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>(14,528)</b> | その他                | 365            |
| 建物及び構築物         | 4,769           | <b>負債合計</b>        | <b>34,493</b>  |
| 機械装置及び運搬具       | 1,759           | <b>(純資産の部)</b>     |                |
| 土地              | 4,990           | <b>株主資本</b>        | <b>121,153</b> |
| 建設仮勘定           | 2,302           | <b>資本金</b>         | <b>7,229</b>   |
| その他             | 707             | <b>資本剰余金</b>       | <b>1,871</b>   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>(713)</b>    | <b>利益剰余金</b>       | <b>121,668</b> |
| 無形固定資産          | 713             | <b>自己株式</b>        | △9,617         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>(26,449)</b> | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>7,493</b>   |
| 投資有価証券          | 16,474          | その他有価証券評価差額金       | 7,308          |
| 繰延税金資産          | 3,691           | 退職給付に係る調整累計額       | 184            |
| その他             | 6,283           | <b>純資産合計</b>       | <b>128,646</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>163,139</b>  | <b>負債純資産合計</b>     | <b>163,139</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 2021年 4月 1日)  
(至 2022年 3月 31日)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額     |
|-----------------|---------|
| 売上高             | 110,179 |
| 売上原価            | 50,626  |
| 販売費及び一般管理費      | 59,553  |
| 営業外収益           | 45,161  |
| 営業外費用           | 14,392  |
| 受取配当金           | 2       |
| 受取資産の売却         | 284     |
| 受取資産の売却         | 82      |
| 受取資産の売却         | 85      |
| 営業外費用           | 43      |
| 営業外費用           | 5       |
| 特別利益            | 14,799  |
| 投資有価証券売却益       | 526     |
| 投資有価証券売却益       | 38      |
| 特別損失            | 5       |
| 固定資産除売却損失       | 107     |
| 災害による損失         | 22      |
| 固定資産撤去費用        | 535     |
| 支払和解除金          | 100     |
| 税金等調整前当期純利益     | 771     |
| 法人税、住民税及び事業税    | 3,215   |
| 法人税等調整額         | 807     |
| 当期純利益           | 4,022   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 10,569  |
|                 | 10,569  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2021年 4月 1日)  
(至 2022年 3月 31日)

(単位：百万円)

|                           | 株 主 資 本 |           |           |         |             | その他の包括利益累計額  |              |               | 純 資 産 計 合 計 |
|---------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|--------------|--------------|---------------|-------------|
|                           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | その他有価証券評価差額金 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |             |
| 当 期 首 残 高                 | 7,229   | 1,871     | 116,288   | △8,857  | 116,532     | 10,311       | 131          | 10,442        | 126,974     |
| 連結会計年度中の変動額               |         |           |           |         |             |              |              |               |             |
| 剰 余 金 の 配 当               |         |           | △3,444    |         | △3,444      |              |              |               | △3,444      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |         |           | 10,569    |         | 10,569      |              |              |               | 10,569      |
| 自 己 株 式 の 取 得             |         |           |           | △2,504  | △2,504      |              |              |               | △2,504      |
| 自 己 株 式 の 消 却             |         | △0        | △1,744    | 1,744   | -           |              |              |               | -           |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |         |           |           |         |             | △3,002       | 53           | △2,949        | △2,949      |
| 連結会計年度中の変動額合計             | -       | △0        | 5,380     | △759    | 4,620       | △3,002       | 53           | △2,949        | 1,671       |
| 当 期 末 残 高                 | 7,229   | 1,871     | 121,668   | △9,617  | 121,153     | 7,308        | 184          | 7,493         | 128,646     |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額             | 科 目              | 金 額            |
|-----------------|-----------------|------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                 | <b>(負債の部)</b>    |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>110,614</b>  | <b>流動負債</b>      | <b>26,255</b>  |
| 現金及び預金          | 42,912          | 電子記録債務           | 663            |
| 売掛金             | 29,968          | 買掛金              | 9,862          |
| 有価証券            | 13,499          | 未払金              | 4,295          |
| 商品              | 13,325          | 未払費用             | 5,145          |
| 前払費用            | 2,490           | 未払法人税等           | 1,456          |
| その他の            | 8,418           | 未払消費税等           | 535            |
| <b>固定資産</b>     | <b>46,222</b>   | 賞与引当金            | 2,235          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>(6,837)</b>  | 役員賞与引当金          | 38             |
| 建物              | 1,552           | 販売促進引当金          | 87             |
| 構築物             | 78              | 営業外電子記録債務        | 73             |
| 機械及び装置          | 33              | その他の             | 1,862          |
| 工具器具及び備品        | 475             | <b>固定負債</b>      | <b>4,195</b>   |
| 土地              | 3,020           | 退職給付引当金          | 3,951          |
| 建設仮勘定           | 1,677           | その他の             | 244            |
| その他の            | 0               | <b>負債合計</b>      | <b>30,451</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>( 429)</b>   | <b>(純資産の部)</b>   |                |
| ソフトウェア          | 236             | <b>株主資本</b>      | <b>119,076</b> |
| その他の            | 192             | 資本金              | 7,229          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>(38,955)</b> | 資本剰余金            | 1,871          |
| 投資有価証券          | 16,474          | 資本準備金            | 1,871          |
| 関係会社株式          | 9,526           | 利益剰余金            | <b>119,592</b> |
| 関係会社長期貸付金       | 3,776           | 利益準備金            | 1,807          |
| 長期前払費用          | 5,211           | その他利益剰余金         | 117,784        |
| 繰延税金資産          | 3,152           | オープンバージョン促進税制積立金 | 135            |
| その他の            | 814             | 別途積立金            | 104,400        |
| <b>資産合計</b>     | <b>156,837</b>  | 繰越利益剰余金          | 13,249         |
|                 |                 | <b>自己株式</b>      | <b>△ 9,617</b> |
|                 |                 | 評価・換算差額等         | 7,308          |
|                 |                 | その他有価証券評価差額金     | 7,308          |
|                 |                 | <b>純資産合計</b>     | <b>126,385</b> |
|                 |                 | <b>負債純資産合計</b>   | <b>156,837</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自 2021年 4月 1日  
至 2022年 3月 31日)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額   |         |
|--------------|-------|---------|
| 売上高          |       | 102,439 |
| 売上原価         |       | 49,862  |
| 売上総利益        |       | 52,577  |
| 販売費及び一般管理費   |       | 41,210  |
| 営業利益         |       | 11,367  |
| 営業外収益        |       |         |
| 受取利息         | 46    |         |
| 受取配当金        | 2,004 |         |
| 不動産賃貸料       | 94    |         |
| その他          | 72    | 2,218   |
| 営業外費用        |       |         |
| 支払手数料        | 43    |         |
| その他          | 2     | 45      |
| 経常利益         |       | 13,539  |
| 特別利益         |       |         |
| 投資有価証券売却益    | 526   | 526     |
| 特別損失         |       |         |
| 固定資産除売却損     | 2     |         |
| 固定資産撤去費用     | 535   |         |
| 支払和解金        | 100   | 638     |
| 税引前当期純利益     |       | 13,427  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,290 |         |
| 法人税等調整額      | 695   | 2,986   |
| 当期純利益        |       | 10,441  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2021年 4月 1日)  
(至 2022年 3月 31日)

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |                  |        |                                      |                            |                       |                                                                                        |                       |                                 |        |             | 評価・換算<br>差額等 | 純 資 産<br>合 計 |                      |              |
|-----------------------------|---------|------------------|--------|--------------------------------------|----------------------------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|---------------------------------|--------|-------------|--------------|--------------|----------------------|--------------|
|                             | 資本金     | 資本剰余金            |        |                                      | 利 益 剰 余 金                  |                       |                                                                                        |                       |                                 | 自己株式   | 株主資本<br>合 計 |              |              | その他有価<br>証券評価<br>差額金 |              |
|                             |         | 資<br>準<br>備<br>金 | 本<br>金 | そ<br>の<br>他<br>資<br>本<br>剰<br>余<br>金 | 資<br>本<br>剰<br>余<br>金<br>計 | 利<br>益<br>準<br>備<br>金 | その他利益剰余金                                                                               |                       |                                 |        |             |              |              |                      | 利益剰余金<br>合 計 |
|                             |         |                  |        |                                      |                            |                       | オ<br>ー<br>プ<br>ン<br>イ<br>ン<br>バ<br>ー<br>シ<br>ョ<br>ン<br>促<br>進<br>税<br>制<br>積<br>立<br>金 | 別<br>途<br>積<br>立<br>金 | 繰<br>越<br>利<br>益<br>剰<br>余<br>金 |        |             |              |              |                      |              |
| 当 期 首 残 高                   | 7,229   | 1,871            | 0      | 1,871                                | 1,807                      | -                     | 98,400                                                                                 | 14,132                | 114,339                         | △8,857 | 114,583     | 10,311       | 124,894      |                      |              |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額           |         |                  |        |                                      |                            |                       |                                                                                        |                       |                                 |        |             |              |              |                      |              |
| オープンインバーション促進税制積立金の積立       |         |                  |        |                                      |                            | 135                   |                                                                                        | △135                  | -                               |        |             | -            | -            |                      |              |
| 別 途 積 立 金 の 積 立             |         |                  |        |                                      |                            |                       | 6,000                                                                                  | △6,000                | -                               |        |             | -            | -            |                      |              |
| 剰 余 金 の 配 当                 |         |                  |        |                                      |                            |                       |                                                                                        | △3,444                | △3,444                          |        | △3,444      |              | △3,444       |                      |              |
| 当 期 純 利 益                   |         |                  |        |                                      |                            |                       |                                                                                        | 10,441                | 10,441                          |        | 10,441      |              | 10,441       |                      |              |
| 自 己 株 式 の 取 得               |         |                  |        |                                      |                            |                       |                                                                                        |                       |                                 | △2,504 | △2,504      |              | △2,504       |                      |              |
| 自 己 株 式 の 消 却               |         |                  | △0     | △0                                   |                            |                       |                                                                                        | △1,744                | △1,744                          | 1,744  |             | -            | -            |                      |              |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額（純額） |         |                  |        |                                      |                            |                       |                                                                                        |                       |                                 |        |             | △3,002       | △3,002       |                      |              |
| 事業年度中の変動額合計                 | -       | -                | △0     | △0                                   | -                          | 135                   | 6,000                                                                                  | △882                  | 5,252                           | △759   | 4,493       | △3,002       | 1,490        |                      |              |
| 当 期 末 残 高                   | 7,229   | 1,871            | -      | 1,871                                | 1,807                      | 135                   | 104,400                                                                                | 13,249                | 119,592                         | △9,617 | 119,076     | 7,308        | 126,385      |                      |              |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

持田製薬株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 富田 哲也  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 三島 浩  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、持田製薬株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、持田製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

持田製薬株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 富田 哲也  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三島 浩  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、持田製薬株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。なお、新型コロナウイルス感染症対策として監査等に適宜Web会議システムを利用するなどして行いました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、新型コロナウイルス感染症に対しては、グループ従業員の安全を確保しながら、適切に対応していることを確認しております。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

持田製薬株式会社 監査役会

|       |      |   |
|-------|------|---|
| 常勤監査役 | 高橋一郎 | ㊟ |
| 常勤監査役 | 宮地和浩 | ㊟ |
| 監査役   | 和貝享介 | ㊟ |
| 監査役   | 鈴木明子 | ㊟ |
| 監査役   | 宮田芳文 | ㊟ |

(注) 監査役和貝享介、監査役鈴木明子及び監査役宮田芳文は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

メ モ

メ モ

# 株主総会会場ご案内図

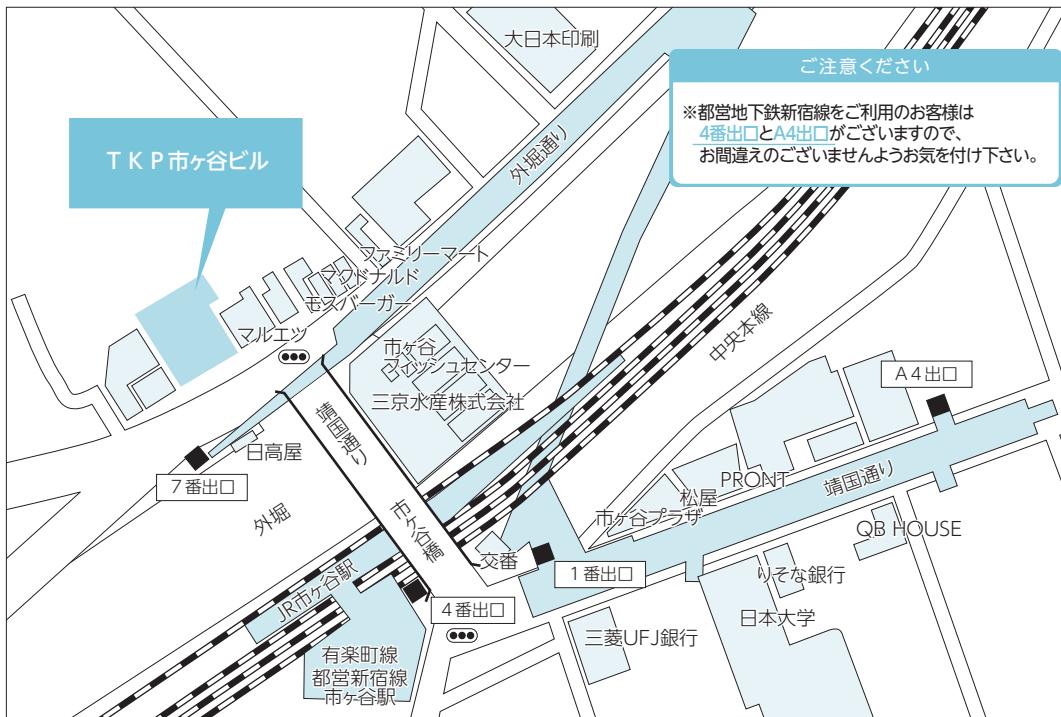
TKP市ヶ谷ビル 7階

東京都新宿区市谷八幡町8番地

TEL 03-5227-6911

## 交通

- ・JR総武線……………市ヶ谷駅から徒歩約2分
  - ・東京メトロ南北線……………市ヶ谷駅（7番出口）から徒歩約1分
  - ・東京メトロ有楽町線……………市ヶ谷駅（7番出口）から徒歩約1分
  - ・都営新宿線……………市ヶ谷駅（4番出口）から徒歩約2分
- ※A4出口ではございませんのでご注意ください。



## 【株主の皆様へのお願い】

- ・本年度の株主総会においては、所要時間短縮等、新型コロナウイルス感染症拡大防止に最大限努めたくうえで開催をして参ります。株主の皆様も今回は自他の感染予防の観点からご来場については自粛いただくことを強く推奨申上げます。特に感染による影響が大きいとされる高齢の株主様、基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様等におかれましては、特に慎重なご判断をお願いいたします。
- ・ご出席の株主様におかれましては、マスクの着用、消毒液の使用および必要に応じ検温にご協力をお願いいたします。また、体調不良と見受けられる株主様には、ご入場をご遠慮いただき、また退場をお願いする場合がございます。
- ・会場の椅子は例年と比較して間隔を空けて配置しておりますが、株主様におかれましては、株主様同士の間隔を可能な限り空けてご着席いただきますようご協力をお願いいたします。ご来場多数の場合は、ご入場をお控えいただく場合がございます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

